

上鳥渡地区防災計画

令和5年5月

上鳥渡地区

目 次

1	計画の目的	P 1
2	計画の対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害・地区の危険区域の把握	
(1)	予想される災害	P 1
(2)	地区の危険区域の把握	P 2
4	活動体制等	P 2
5	活動方針	
(1)	平常時の取り組み	P 2～P 3
(2)	災害時の対応	P 4～P 5
(3)	避難行動要支援者への支援	P 5～P 6
6	避難所等	P 6～P 7
7	計画の保管・修正等	P 7
8	その他（別紙資料）	
	・別紙 1 上鳥渡地区災害対策編成組織表	P 8
	・別紙 2 上鳥渡地区防災行動計画（災害対応タイムライン）	
	2-1 大雨・台風対応	P 9
	2-2 地震・火災対応	P 10
	・別紙 3 インターネットからの情報収集要領	P 11～P 12
9	附則	P 7

1 計画の目的

この計画は、「上鳥渡地区防災計画」と称し、災害対策基本法に基づき策定するもので、地震・大雨洪水・大雪等の自然災害が発生もしくは災害が予想される場合及び住宅火災などの災害が発生した場合の対応及び平常時からの準備事項等を記載しており地区で助け合い、支え合いながら地区住民の命を守るための計画であり、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の向上を図ることを目的とする。

2 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、上鳥渡地区の全域とする。

3 地区で予想される災害・地区の危険区域の把握

(1) 予想される災害

地区で予想される災害は、地震災害のほか、大雨時に「荒川」の越水及び破堤による外水氾濫及び用水路等が溢れて発生する内水氾濫による冠水・浸水災害が想定される。

また、吾妻山、安達太良山が積雪期に噴火が発生した場合には融雪型火山泥流による災害が想定される。

① 洪水（外水氾濫）

荒川の堤防決壊等による洪水災害が、第三町会、第四町会、第五町会の全域及び第二町会の一部地域で想定される。（50cm未満の浸水）

② 冠水・浸水（内水氾濫）

集中豪雨やゲリラ豪雨などにより、下水道・道路側溝・用水路などの排水施設から河川へ排出しきれずに田畑や道路への冠水及び住宅への浸水が予想される。

③ 火山災害

吾妻山及び安達太良山が積雪期に噴火した場合、県道南福島停車場線（鳥川線）から北側地域（第二町会、第三町会、第四町会、第五町会地域）に融雪型火山泥流の被害が想定される。特に第三町会、第四町会、第五町会の東北自動車道沿いについては2m以上の泥流の被害が想定される。

また、地区内には3～5cm程度の火山灰が堆積すると想定される。

④ 地震災害

過去の地震被害を振り返り、家屋倒壊、ブロック塀倒壊及び道路、橋梁の損壊並びに電気、水道などのライフラインの寸断が想定される。

(2) 地区の危険区域の把握

地区の危険区域については、「上鳥渡地区防災マップ」、「洪水ハザードマップ」、「吾妻山及び安達太良山火山防災マップ」を参照に危険区域を把握する。

4 活動体制等

区長を本部長、副区長2名を副本部長として上鳥渡区災害対策本部を設置し、各種災害に対応する。詳細については、別冊「上鳥渡区災害対策本部設置基準」による。

「上鳥渡区災害対策編成組織表」・・・別紙1

5 活動方針

地区の防災活動を「平常時の取り組み」、「災害時の対応」、「避難行動要支援者への支援」に区分し、各町会役員、消防団及び民生児童委員などの関係者並びに地区住民一人ひとりが防災・減災活動に取り組むこととする。

(1) 平常時の取り組み

災害発生時に上鳥渡地区の住民が連携協力して円滑に対応できるよう平常時から防災・減災活動に取り組むこととする。

① 防災・減災知識の普及啓発

災害が発生する前の平常時に防災意識の向上を図っておくことが重要であることから、防災専門家の講話聴講、防災教育チラシの回覧などにより防災知識の普及・啓発を図る。

この際、小中高生等の若者世代にも参加を促し、防災意識の高揚を図ることとする。

② 地区の安全点検・家庭内の対策

防災まち歩きなどの現地調査を行い、危険箇所や防災上問題のある場所等を確認するとともに、その改善や危険回避の方策を検討する。

家庭内においては、地震に備えた家具の転倒防止等の安全対策を行うとともに火災発生に備えた家庭用消火器や火災報知器の設置及び災害が発生した際の行動や避難場所、避難経路、避難方法等について定期的に家族会議等を行い話し合いを行うことを推奨する。

③ 指定避難所等の周知徹底

災害が発生した場合に開設する指定避難所・指定避難場所の位置及び一時避難所として開設する町会集会所の位置、経路等を地区住民に日頃から周知徹底しておくこととする。

④ 避難行動要支援者の把握とコミュニケーション

各町会単位で、避難行動要支援者名簿を活用するほか未登録の避難行動要支援者を含めて現状把握に努めるとともに日頃からコミュニケーションを図り、災害発生時の行動等について確認を行う。

また、民生児童委員、信夫地域包括支援センターと積極的に情報の共有を行い、連携体制を構築する。

避難行動要支援者名簿については個人情報であることから区長はじめ区役員、町会役員、民生児童委員、消防団員及び信夫地域包括支援センターに限定する。

⑤ 食料・物資の備蓄

災害時に一時避難所となる町会の集会所等には、飲料水、非常食及び毛布等を備蓄しておくこととする。

また、各家庭においても食料等を備蓄しておくこと及び乳幼児、子ども、高齢者などの家族構成に応じた非常持ち出し袋を準備しておくよう各町内会単位で周知する。

⑥ 防災行動計画（災害対応タイムライン）の周知徹底

ア 災害発生時又は災害が予想される場合に地区住民が迅速に対応できるよう「上鳥渡地区防災行動計画」を地区住民に周知徹底しておくこととする。

イ 「上鳥渡地区防災行動計画（災害対応タイムライン）」・・・別紙2

⑦ 防災訓練の実施

訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない行動であり、「訓練していないことは災害時にできない」ことを地区住民に周知しながら行うこととする。

訓練は、「個別・町会訓練」と「上鳥渡地区防災訓練」に区別して行う。

ア 個別・町会訓練

各家庭及び町会でを行う訓練であり、情報収集訓練、シェイクアウト訓練（地震発生時の安全確保行動）、初期消火訓練、備蓄食料訓練、避難訓練等の小さな訓練から行い災害時に備える。

イ 上鳥渡地区防災訓練

地区防災訓練は、情報収集・伝達訓練、避難訓練、救出救護訓練、初期消火訓練、避難所開設運営訓練、体験イベント（煙テント、起震車）等の実動訓練及び図上訓練（DIG）を中心として行うこととする。

細部については訓練実行委員会が計画立案して行うものとする。

(2) 災害時の対応

災害時には死傷者や火災の発生など様々な予期せぬ事態が起こる可能性があることから、消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせ被害を最小限にとどめるよう努力するものとする。

また、危険な場所からは早めに避難するなど自分自身の命を守る行動をするものとする。その際、隣近所に声掛けを行うなど近隣住民の安否確認を行い、地区から逃げ遅れによる犠牲者を出さないように努める。

① 情報収集・伝達

ア 地区住民は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる手段で収集することとする。

また、当該収集した情報は、既存の町会連絡網等あらゆる手段を講じて、地区住民に周知し適切な行動を促す。

イ 「インターネットからの情報収集要領（気象庁キキクル）」・・・別紙3

② 地区内の災害情報の共有

災害が発生した場合、本計画「4 活動体制等」に基づき、災害が発生した区域の町会長は本部長に災害発生を連絡し、また、本部長は他の町内会、消防団及び民生児童委員等の関係機関に連絡して災害情報を共有することにより地区全体での適切な防災・減災活動に資することとする。

③ 救出・救護活動

地震、洪水等の自然災害により地区住民が受傷し自力での行動が困難な場合、または建物倒壊等により安否が確認できない場合は消防(119番)に通報する。

救急車が到着するまでの間、応急処置ができる住民は応急処置を行う。

消防につながらない場合は、近隣の人たちが協力して近くの医療機関に搬送するものとする。

④ 避難行動

福島市から「高齢者等避難」や「避難指示」の避難情報が発令された場合は、避難情報に従い、迅速に開設指定避難所や町会集会所等に避難することとする。

地震による家屋損壊や火災により生活が困難となった場合は指定避難所や町会集会所に避難することとする。

避難する場合、市が発表する避難所開設情報を収集し迅速な避難行動を行う。

⑤ 指定避難所及び集会所等における開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町会は協力して避難所への誘導を行うこととする。

また、避難所に避難した場合、健常者は避難所開設職員（市職員）と連携し開設運営にできる限り協力するものとする。

イ 町会集会所を一時避難所として開設した場合、当該町会住民は集会所に備え付けの「集会所開設要領（ファイル）」に従い開設運営を行うこととする。

⑥ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまでの間、地区住民は自分自身の安全を確保した上で、家庭用消火器などで初期消火活動を行い延焼拡大の防止に努めるものとする。

⑦ 大雪対応

通学路や利用者の多い歩道、身近な生活道路及び高齢者世帯など自身で除雪作業が困難な世帯並びに消火栓の除雪を地区住民が協力して行い、大雪による事故防止を図るものとする。

⑧ 被災町会への支援

各町会は、被災した町会に対して上鳥渡区災害対策本部との調整を経て、人的及び物的支援を行うこととする。

(3) 避難行動要支援者への支援

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を災害から守るため、地区住民は連携協力して支援を行うものとする。

① 避難行動要支援者の把握

ア 避難行動要支援者名簿の活用

イ 避難行動要支援者の住宅を記載した町内会マップ等の活用

ウ 登録していない対象者の把握

② 災害情報等の伝達

ア 個別避難支援プランが策定されている避難行動要支援者については、支援者が災害情報等を伝達することとする。

イ 個別避難支援プランが未策定の避難行動要支援者及び登録していない対象者については、町会役員、民生児童委員、消防団員、近隣住民が対象者宅への訪問、電話及び広報活動等により、災害情報等を伝達するものとする。

ウ 災害情報等を円滑に避難行動要支援者に伝達するためには、日頃からコミュニケーションを積極的に行い、適切な関係づくりをしておくことが重要である。

③ 避難支援

ア 個別避難支援プランが策定されている避難行動要支援者については、支援者が避難支援を行うこととする。

イ 個別避難支援プランが未策定の避難行動要支援者及び登録していない対象者については、町会役員、民生児童委員及び消防団員等の助言等に基づいて、近隣住民など町会全体で避難支援を行うものとする。

ウ 避難支援を円滑に行うためには、日頃から避難行動要支援者と積極的にコミュニケーションを図り、避難所等への移動方法などをあらかじめ決めてスムーズな支援を行えるよう適切な関係づくりをしておくことが重要である。

6 避難所等

信夫地区の指定避難所、指定避難場所及び上鳥渡地区で災害時に開設する集会所、福島市福祉避難所、ペット同伴避難所は以下のとおりです。

(1) 指定避難所・指定避難場所

	施設名	洪水	土砂	地震	火山	備考
1	信夫学習センター	○	○	○	○	レベル3で開設
2	大森小学校	○	○	○	○	レベル3で開設
3	平田小学校	○	○	○	○	レベル3で開設
4	平石小学校	○	○	○	○	災害状況により開設
5	鳥川小学校	×	○	○	×	災害状況により開設
6	信夫中学校	○	○	○	○	レベル4で開設
7	福島明成高等学校	○	○	○	○	災害状況により開設

※市の避難所開設情報を収集した町会役員等は住民に連絡網等を運用して周知する。

(2) 災害時開設集会所

	集会所名	洪水	土砂	地震	火山	備考
1	鳥川集会所	×	○	○	×	洪水・火山は浸水想定区域
2	新田集会所	○	○	○	×	火山は浸水想定区域
3	緑ヶ丘集会所	○	○	○	○	
4	しのぶ台集会所	○	○	○	○	

※各町会は開設状況を連絡網等により住民に周知する。

(3) 福島市福祉避難所・ペット同伴避難所

① 福祉避難所

NCVふくしまアリーナ（福島市霞町4-45 TEL535-4106）

② ペット同伴避難所

勤労青少年ホーム（福島市入江町1 音楽堂隣接 TEL531-6221）

7 計画の保管・修正等

(1) 計画は、区長以下の区役員、町会長以下の町会役員、消防団役員及び民生児童委員、信夫包括支援センター職員が所持保管する。

役職交代時には、本計画を申し送ることとする。

また、計画を市役所危機管理室へ一部提出し、危機管理室は計画を保管する。

(2) 計画データは、区長、市役所危機管理室が保管する。

計画を修正した場合は、区長は危機管理室へ報告する。

8 その他（別紙資料）

○別紙1 「上鳥渡地区防災活動本部の組織体制」

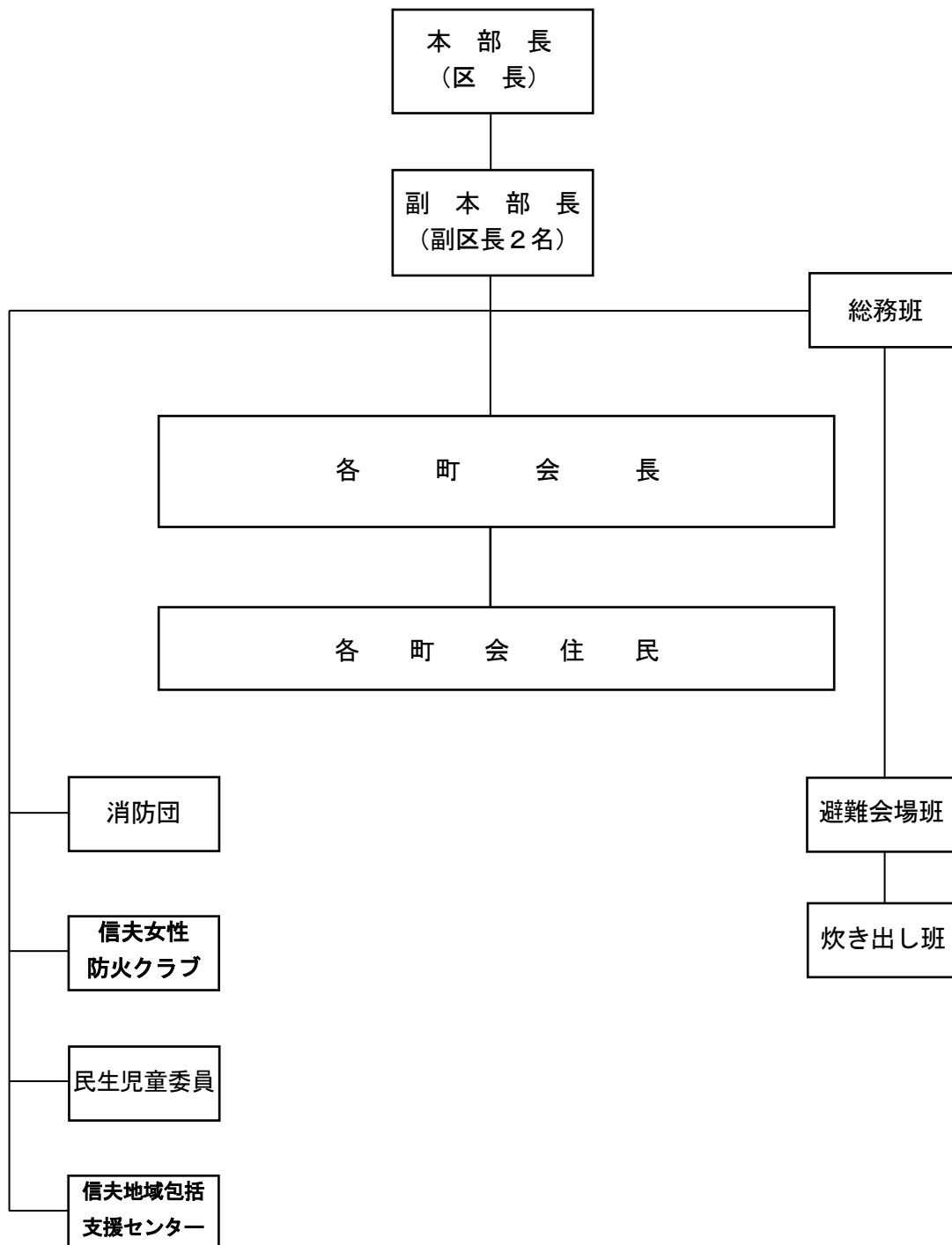
○別紙2 「上鳥渡地区防災行動計画（災害対応タイムライン）」

○別紙3 「インターネットからの情報収集要領（気象庁キキクル）」

9 附則

この計画は、令和5年5月1日より施行する。

上鳥渡地区災害対策編成組織表



※業務分担及び連絡網については、別冊「上鳥渡災害対策本部設置基準」を参照

上鳥渡地区防災行動計画（災害対応タイムライン）

1 大雨・台風対応（災害発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
2 日前 (H-48h)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市に 「大雨注意報」発表 ・台風は2日後に福島県を 通過すると予想される。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風情報の収集・伝達 地区住民がテレビ等で収集 各町会連絡網等により全世帯に 伝達 特に避難行動要支援者を重視 2 大雨・台風対策広報 消防団、町会役員による浸水及び 飛散防止対策の広報
1 日前 (H-24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市に 「大雨・洪水警報」発表 ・福島市が避難所開設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部設置 (警戒配備体制) 2 消防団・町会役員による広報 3 避難所開設情報の収集 信夫学習センター、大森小学校 4 町会集会所開設準備 5 避難行動要支援者の支援準備
12時間前 ～ 6時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方を通過し 福島県に接近 ・「大雨・洪水警報」継続 ・荒川の水位上昇 ・荒川流域に 「高齢者等避難」発令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部 (警戒配備体制) 2 町会集会所開設 3 避難情報伝達 4 避難開始・避難誘導 5 避難所・集会所開設運営支援 6 各町会は被害状況及び避難状況を 区災害対策本部へ報告 7 区災害対策本部は被害状況・避難 状況を信夫支所に報告
H時	<ul style="list-style-type: none"> ・台風 福島県に上陸 ・「大雨・洪水警報」継続 ・〇〇町会で浸水被害発生 ・△△町会で家屋一部損壊 ・□□町会で土砂災害発生 ・荒川が「氾濫危険水位」に 到達 ・荒川流域に 「避難指示」発令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部 特別警戒配備体制（1号配備） 2 避難情報伝達 3 地区内の被害状況把握 4 各町会へ地区の被害状況等報告 (情報共有) 5 区災害対策本部は被害状況・避難 状況を信夫支所に報告 6 今後の対応等検討 (被災町会への支援等)

2 地震・火災対応（震度5強の地震発生をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
H 時 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県沖を震源とする M7.5 の地震発生 ・福島市 震度5強 	地区住民全員 <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保行動（シェイクアウト） ①まず低く②頭を守る③動かない ・ブロック塀、自動販売機、看板など倒壊物、落下物から身を守る。
H時+30分	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町会で家屋倒壊 ・△△町会で火災発生 	〇区災害対策本部 非常配備体制（2号配備） <ol style="list-style-type: none"> 1 各町会 全世帯の安否確認及び被害状況把握 2 倒壊家屋発生町会 <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 ・倒壊家屋周辺の安全確保 3 火災発生町会 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署への通報 ・住民、消防団による初期消火 4 区災害対策本部 被害状況把握後、信夫支所へ報告
H時+1h	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町会倒壊家屋に生存者あり ・△△町会火災延焼 	〇区災害対策本部 非常配備体制（2号配備）継続 <ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋発生町会 <ul style="list-style-type: none"> ・住民による救出活動、救急措置 ・消防への救急要請 2 各町会 安否確認及び被害状況把握を継続 3 各町会集会所開設準備
H時+2h	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市指定避難所開設（信夫学習センター） ・各町会集会所開設 ・△△町会火災鎮火 	〇区災害対策本部 非常配備体制（2号配備）継続 <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所開設情報収集、伝達 <ol style="list-style-type: none"> 1 各町会 <ul style="list-style-type: none"> ・集会所開設し被災者の受け入れ及び指定避難所への避難誘導等 ・被害状況を区災害対策本部へ報告 ・食料、衣類等の支援 2 区災害対策本部 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、避難状況把握し、信夫支所へ報告 ・今後の対応協議

インターネットからの情報収集要領（気象庁キキクル）

- 1 インターネットで「気象庁 あなたのまちの防災情報」を検索
- 2 下記画面から「福島県」をクリック



- 3 下記画面から「福島市」をクリック



- 4 下記画面の「あなたのまちの防災情報」をクリック



5 下記画面から「キキクル」をクリックすると6の画面が表示されます。



6 下記画面から「土砂災害」「浸水害」「洪水害」「土砂災害警戒区域等」のそれぞれをクリックすると現在の状況が確認できます。

